

千葉県告示第668号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和5年8月9日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年8月9日

千葉市長 神谷俊一

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 星久喜町7号線	中央区星久喜町942番30から 中央区星久喜町955番4まで	令和5年8月9日
市道 星久喜町34号線	中央区星久喜町938番6から 中央区星久喜町923番まで	令和5年8月9日
市道 星久喜町36号線	中央区星久喜町942番36から 中央区星久喜町938番15まで	令和5年8月9日
市道 星久喜町37号線	中央区星久喜町934番1から 中央区星久喜町938番14まで	令和5年8月9日